

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年9月まで
昭和36年12月、A市からB市に転居し、Cを開業した。

平成19年に閉業したが、この地で46年間、Cを営んでおり、国民年金委員に委嘱されたこともあるので、国民年金保険料を未納のままではいられない。

国民年金制度が発足した当初は、開業で忙しく、また、国民年金制度のことも認識が無かったため、すぐに加入していなかったことを恥じている。

国民年金には、夫婦で相談して加入し、昭和47年ごろに過去の保険料を数回に分けて納付した。

申立期間の保険料額等を記載したメモもあるので、申立期間の納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第1回特例納付実施期間内であることから、申立期間の保険料については納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月25日に払い出されており、申立人に対し別の手帳記号番号の払出しの形跡が無いことから、納付済みとされている36年8月から39年12月までの保険料は特例納付されたものと考えられる上、提出されたメモに記載されている保険料額は当該期間の保険料額に申立期間の保険料額を加えた額に相当するものであることから、申立てには信憑性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立てどおり、申立人が国民年金委員に委嘱されていたことも確認できることを踏まえると、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、私は地域の集金人に手渡しで保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除いて保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「平成20年5月ごろに社会保険事務所へ記録照会を申し出た際、窓口が混雑しているため別会場に行くよう指示された。別会場の担当者からは、社会保険庁の記録に漏れがあった。記録を修正するのではしばらく待っていてほしいと言われた。」と具体的に説明しており、当該会場の窓口の配置状況等は申立人の記憶と一致していることから申立人の供述は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から44年9月まで

私は、A市在住中の昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を自治会役員の集金により納めていた。その後、42年3月にB市に転居した後も毎月集金人に納めていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に、当時居住していたA市で、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を自治会役員の集金により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市に転居後の昭和46年8月27日に夫と連番で払い出され、35年10月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A市では、自治会等の納付組織に保険料徴収の委託をしていたことは無いとしていることから、自治会等の納付組織に保険料を納付することはできない。

一方、申立人及びその夫に対し国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年8月27日は、第1回特例納付期間中であることから、申立人の36年4月から同年9月の保険料については、特例納付されたものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の検認印から、昭和46年4月から同年10月までの保険料を同年11月5日に納付したことが確認できる上、この時点で、時効に掛かっていない44年10月から46年3月までの保険料がさかのぼって納付されていることが認められ、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されてい

る夫についても、申立人と同じ記録とされていることから、申立人及びその夫の保険料は一緒に納付していたものと推認することができる。このことから、申立人の夫については、36年4月から37年9月までの保険料が納付済みであるので、申立人についても、夫と同様、36年10月から37年9月までの保険料を特例納付されたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金加入手続以降に未納は無く、昭和46年4月以降は付加保険料も納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

A 社会保険事務所の職員が自宅を訪問し、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので納付するようと言われた。

このため、後日、A 社会保険事務所に出向き、妻の保険料と合わせて 20 万円ほどの保険料を同職員に納付した。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間以降の保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻に対し、昭和 61 年 7 月 24 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時点において、申立期間の保険料は納付可能であるところ、申立人は、保険料を納付した際の状況を具体的に証言しており、納付したとする夫婦二人分の保険料額は、納付記録のある 60 年 7 月から 61 年 3 月までの過年度保険料額に申立期間の保険料額を加えた額におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

A 社会保険事務所の職員が自宅を訪問し、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので納付するようと言われた。

このため、後日、A 社会保険事務所に出向き、夫の保険料と合わせて 20 万円ほどの保険料を同職員に納付した。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫に対し、昭和 61 年 7 月 24 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時点において、申立期間の保険料は納付可能であるところ、申立人は、保険料を納付した際の状況を具体的に証言しており、納付したとする夫婦二人分の保険料額は、納付記録のある 60 年 7 月から 61 年 3 月までの過年度保険料額に申立期間の保険料額を加えた額におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月1日から46年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から46年8月1日まで

私は、B社に勤務していた昭和45年9月にA社から入社を勧められ、会社訪問と同時に入社となった。しかし、B社での引継もあり1か月ほどは両社に籍を置いた状態であった。44年7月には長男が生まれており、健康保険証が無かったとは考えられず、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿から、申立人が昭和45年10月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、申立人の厚生年金保険の適用状況について、「当時の関連資料が残っておらず不明。」と回答しているが、当時の経理担当者は、「試用期間は無かったので、採用になれば即厚生年金保険に加入し、保険料も控除していた。」と証言していることから、申立人は昭和45年10月1日から46年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについてA社は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月30日から同年10月1日までの期間については、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月14日から同年3月2日まで

私は昭和49年10月21日にB社に入社し、51年2月14日に同社の破産決定があったため、同日よりグループ会社であるA社に勤務した。

ところが、社会保険事務所の記録ではA社の入社日が昭和51年3月2日となっており、1か月の空白期間があるが、継続してグループ会社に勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年2月14日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和51年3月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

結婚後、任意で国民年金に加入して途中でやめた覚えは無いのに、社会保険庁の記録では、昭和57年1月に資格喪失し、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和49年8月から56年12月までの期間の納付記録及び57年1月6日に被保険者資格を喪失したことが記載されている。

また、同台帳には、申立人が、加入期間中にA市内において3回の住所変更を行ったことについても正確に記載されていることが戸籍の附票から確認でき、一連の処理に不自然な点はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年7月までの期間、46年6月から47年4月までの期間、49年9月から55年3月までの期間及び59年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年7月まで
② 昭和46年6月から47年4月まで
③ 昭和49年9月から55年3月まで
④ 昭和59年7月から60年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間が未納とされているが、私は確かに国民年金の保険料を納付していたはずである。納付記録が確認できないからとして、未納にされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年7月2日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金手帳及びA市が保管している国民年金被保険者名簿から、42年*月*日(20歳)にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる。

また、申立人がA市に転入したのは昭和54年6月4日であるが、申立人は、それ以前に居住していた市区町村役場等で申立期間に係る国民年金の加入の手続をした記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間①、②及び③の大部分が、申立期間当時は未加入期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③の大部分については、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間④について、申立人は妻と共に申請免除期間の保険料を追納したと主張しているが、申立期間については、免除申請されておらず、申立人が前後の申請免除期間の追納を始めたのが、平成2年12月26日からであることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、この時点で、申請免除期間でない申立期間については、制度上、時効によりさかのぼって保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年10月まで

A市へ転入した後、未納分の国民年金保険料の納付書が何度かに分けて送付されてきた。その納付書で、妻がA市役所か銀行の窓口において、申立期間を含め、すべての未納期間の保険料を総額80万円ほど納付した。

社会保険庁の記録では、平成8年11月以降の納付記録しかないが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市へ転入した後に、申立期間以降の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人がA市に転入届を提出したのは、平成10年10月2日であり、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できず、申立人が転入する前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、特に被保険者からの申出がない限り、A市では、過年度保険料の納付書を発行することはなかったと回答しているとともに、A社会保険事務所も、時効の成立した期間の保険料の納付書を発行することはなかったと回答していることから、加入手続きを行っただけで、時効の成立した期間の保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年6月まで

申立期間当時、自宅近くのA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所でなかったため、母親に勧められて国民年金に加入した。母親が私の国民年金の加入手続をし、町内の組長が集金に来て、私の保険料も一緒に納付していた。

両親は申立期間を含めてすべて納付しているのに、私だけ未納になっていることに納得がいかないため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和42年10月6日に払い出されており、この時点で納付可能な40年7月以降の保険料が過年度納付されていることが社会保険庁の記録で確認できるが、申立期間の保険料は、時効により制度上納付することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和40年7月から42年3月までの保険料の領収証書が貼付されているが、申立期間の納付記録は無く、B町が保管する国民年金被保険者名簿を確認しても、同様に納付記録が無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢のため聴取できず、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 22 日から 35 年 3 月 26 日まで
② 昭和 35 年 6 月 10 日から 36 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 6 日から 41 年 4 月 11 日まで

A社、B社及びC社に勤務した期間について、社会保険事務所から脱退手当金を受給した記録となっているとの回答を受けた。

しかし、私は、当時、厚生年金保険に加入していることも、脱退手当金制度のことも知らず、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額の計算対象となる期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC社の申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る脱退手当金支給報告書が存在し、昭和 43 年 2 月 24 日に裁定処理され、同年 3 月 23 日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、ほかに厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 18 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 5 日から 40 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 10 日から同年 2 月 12 日まで

A社には、昭和 38 年 10 月 8 日に運転免許を取得後、すぐに勤めたのに、厚生年金保険の加入は 39 年 5 月 1 日からとなっている。また、B社及びC社には、知人に誘われて前の会社を退職後、すぐに勤めたのに、厚生年金保険の加入記録が短いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立内容及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の事業主、経理担当者及び上司は既に死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等を確認することができなかった。

また、申立人が一緒に仕事をしていたと申し立てている同僚二人のうち、一人は死亡しており、他の一人はA社における厚生年金保険の被保険者として見当たらず、同時期に厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会しても、申立ての事実を裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立内容、同僚の証言及び取引先の従業員の証言か

ら、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社の元事業主からは、「当時は、厚生年金保険制度も十分に周知されておらず、厚生年金保険への加入よりも手取りを多くとの風潮があった。また、当社では、試用期間を定めており、同期間中は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。なお、関係書類は、震災で四散し詳細の確認はできない。」との証言が得られた。

また、申立人にB社を紹介したとされる申立人の知人は特定できず、同時期に厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会しても、申立ての事実を裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、申立内容及び同僚等の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業を継承したD社に照会しても、「当時の関係書類を引き継いでおらず、詳細については回答できない。」としており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等を確認することができなかった。

また、申立人にC社を紹介したとする者に照会しても、申立ての事実を裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
昭和 26 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで A 社で働いていたのに、27 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっている。納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元取締役及び同僚の証言から、具体的な期間は特定できないが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 27 年 1 月 1 日以降においても当該事業所内で働いていたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所の同僚からは、「申立人は、当該事業所から商品を借り入れて自分で商売をしていた。」、「当該事業所との請負形態により働いていた。」との証言があり、申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格のある期間とは異なった形態で働いていたものと考えられる。

また、A 社は、既に廃業しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 44 年 11 月まで

私は、昭和 42 年 11 月ごろから 44 年 11 月まで、A 社 B 支社 C 出張所で D の販売に従事していたが、この間、厚生年金保険に加入していたと思うので被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の就業場所や当時の上司の氏名等を記憶していることから、A 社 B 支社 C 出張所で D の販売に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「販売員については、当時も今も、給与の大半が売上に連動する歩合給で構成された委任契約社員として雇用しており、社会保険には加入させていない。」と回答している。

さらに、E 厚生年金基金は、「基金設立以降の加入者名簿を調査したが、申立人の氏名は記載されていない。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。